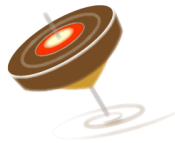


静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



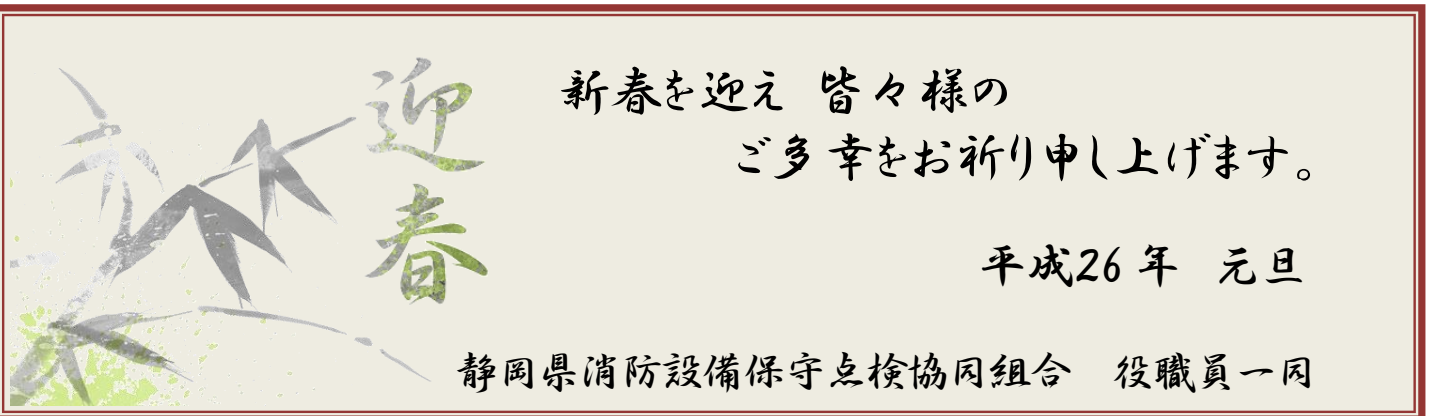
第 10 号 (新春号)

発行:平成 26 年 1 月 1 日
住所:静岡市駿河区南町 5 番 3 号
TEL:054-287-5091
FAX:054-287-5092
E-mail:syoubougou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法制度に対応した消防設備の保守点検を通じ

地域社会と共生し 住民の安心と安全を追求します。

一人では不可能でも みんなで共同すれば 一括大括り発注に対応できます。



◆◆◆ 理事長年頭挨拶 ◆◆◆



組合員の皆様には、お健やかに清々しい新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は組合業務の各般にわたりご協力頂きましたこと、厚く感謝申し上げます。

私達の点検業務は、火災から尊い人命・財産を守り、人々に安心・安全を提供する最も責任ある業務と自負しております。私たち相互扶助理念に基づく組合活動の原点は、高齢化社会における建物施設への安全性の高まりに対応した、これら全ての施設における「精通した有資格者による適正点検の実現」にあります。

これまで、西部地区をスタートに一步ずつ事業拡大を図ってきましたが、昨年は念願でありました、中部地区における静岡県庁舎と静岡市教育委員会の点検業務を受注いたしました。

今後も引き続き、「精通した有資格者による適正点検の実現」をスローガンに、公共調達の積極的受注を推進し、地域社会と共生した消防設備保守点検業界の確立に向けて、組合員の皆様と一体となり、全力投球で取り組んで参りたいと思います。

現下の経済情勢は、アベノミクス効果や東京オリンピック決定など景気回復基調がささやかれてはおりますが、まだまだ、依然として我々中小企業者は厳しい環境の最中にあります。

こうした中、本年は、組合創立 20 周年の節目の年を迎えることとなりました。この間、平成 6 年当時からこれまで、決して平坦な道ばかりではありませんでしたが、今日を迎えることができましたことは、一重に、組合員はじめ多くの関係者のご協力・ご支援の賜物と感謝しております。

結びに、この記念すべき節目の新しい年を迎えるに当たり、私たち役員一同初心を忘れず、なお一層精進することをお誓い申し上げ、合わせて、組合員の皆様にとっても、素晴らしい飛躍の年になりますことを祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



「新年を迎えて」

静岡県危機管理部
危機管理監代理 秋葉洋



明けましておめでとうございます。

今年は午（うま）年、十二支では7番めの、ちょうど折り返しの年に当たります。これまでの蓄積を基礎として発展させていく年としたいと考えております。

昨年末には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法」が相次いで成立し、今後、国全体で地震津波対策が進められていくこととなります。

静岡県においては、昨年6月には「第四次地震被害想定」の第一次報告として地震動や津波浸水域、人的被害や建物被害について、11月には第二次報告としてインフラや交通機関などの被害について公表しました。これによれば、県内において甚大な被害が想定されています。また、静岡県以外においても多くの都道府県で被害が発生することが予測されており、県外からの応援や支援の遅れ等が見込まれることから、従来にも増して自助・共助が必要であることも想定されています。静岡県としては、これらの想定を踏まえて策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき様々な対策を進めていくこととしております。

組合員の皆様におかれては、静岡県において消防防災に関わる者として、自宅や会社の耐震化、家具、ロッカー等の転倒防止、地震発生時の家族や社員の安全の確保などに率先して取り組んでいただきたいと思っております。さらには、業務を通じて多くの方々に周知していただければありがたいと考えております。

もちろん平常時に発生する火災への備えを怠ることはできません。県外においては、大きな人的被害を伴った建物火災も発生しております。消防設備が常に機能するようにするための保守点検という重要な業務についてもこれまでどおり進めていただきたいと思っております。

結びに、今年が、静岡県消防設備保守点検協同組合が更に発展し、組合員の皆様にとって幸多い年となりますことをお祈りいたします。



「新年を迎えて」

静岡市副市長 山本克也



明けましておめでとうございます。平成26年の輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

静岡県消防設備保守点検協同組合の組合員の皆様には、日頃より適正な消防用設備等の保守点検の実施等を通じ、地域の安全・安心なまちづくりに多大な貢献をされており心より感謝申し上げます。

東日本大震災を契機に、市民の生命（いのち）と生活（くらし）を守ることが行政の最大の責務であることを改めて実感し、また、一昨年12月に9名もの死者を出した中央自動車道・笹子トンネル事故を踏まえると、本市においても社会インフラの総点検が喫緊の課題といえます。

消防用設備等についても、建築物の長寿命化に伴い、設置されている消防用設備等の長期使用が進み、経年劣化による不具合の増加が懸念されております。消防用設備等に不備・欠陥があると、火災発生時に本来の機能を発揮することができないばかりか、市民の生命・身体・財産を失うことにもなりかねません。いついかなる場合においても消防用設備等の機能が十分に発揮できるよう適切な点検を通じた維持管理をお願いするところであります。

結びに、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々のご発展と今後も組合員の皆様には適正な消防用設備等の施工、保守点検等にご尽力いただきますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

◆◆◆ 理事会等報告 ◆◆◆

平成 25 年 12 月 18 日(水)、西川理事長、杉山副理事長、中澤専務理事 3 名で、消防庁予防課へ陳情に上京しました。内容は消防法第 17 条 3 の 3 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) に関して、消防設備士の業務独占に対する消防庁の見解を確認する疑義照会で、当日は、上川総務副大臣室にて塩谷代議士同席のもと、米澤予防課長、守谷課長補佐 (設備専門官) に対し、主旨説明を行い、ご教示を受けました。



▲総務副大臣室にて



▲控室にて

◆◆◆ 全国中小企業団体中央会パネルディスカッション ◆◆◆

平成 25 年 12 月 19 日(木)、東京都中央区の全国中小企業団体中央会研修室で開催された [情報研修] に参加しました。

当日は、京都大学経済学研究科岡田教授の基調講演「公共調達における官公需適格組合の現状と今後の方向」に引続き、岡田教授を



コーディネーターに「官公需適格組合の現状と課題」としたパネルディスカッションに、役務側の組合パネリストとして中澤専務理事が静岡県中央会の藪崎主査と参加しました。工事側のパネリストは、秋田県管工事協同組合常務理事と秋田県中央会の担当者でした。

◆◆◆ 共同受注点検業務 ◆◆◆



- ・平成 25 年 10 月 4 日 浜松 VOR/DME 局舎定期点検

幹事会社(株)日本防災システムによる点検が行われました。東京空港事務所主幹航空管制技術官の山路様が立ち会われ、作業はスムーズに行われました。



+++++

- ・平成 25 年 11 月 9 日 静岡県庁青葉駐車場総合点検



当日は、9 時 30 分に幹事会社業務責任者の岩田課長 (鈴与技研)、担当組員 (代表) の小野部長 (アオイテレテック) 他 8 人の総勢 10 人が、担当の武島主査から作業員確認を受けてから作業が開始されました。





◆◆ 組合からのお知らせ ◆◆◆

・静岡県及び県内市町関係の平成26年度庁舎等消防設備保守点検業務入札に際して、昨年度に続き、組合員の従業員数及びその資格者証・健康保険証の写しの提出が想定されます。

このため、1月下旬頃、個別組合員毎に、平成25年8月1日以降の**(総括表)**と**様式第1号[従業員・免状調べ]**を送付し、平成26年3月1日見込みでの前回データの見え消し修正及び加除の調査をしますので、御協力をお願いします。

資格者証・健康保険証の異動も、そのコピーを調査報告時に合わせご提出下さい!

****お願い****



受注の為に「資格者証と健康保険証の写し」の提出はとても重要です。不鮮明な場合、返却、再提出をもとめられます。スムーズな手続きがとれますよう、鮮明で正確なお取扱いをお願いいたします。

(総括表)

区分	正規従業員 総数	うち 技術従業員	資格種別			消防設備士	点検資格者	電気工事士	消防設備士	点検資格者	電気工事士	特殊電気工事士	専門技術者	自家発電
			消防設備士 特類~7類	点検資格者 特殊~2種	電気工事士 1種、2種									
A社	〇〇人	〇人	(様式 第1号の 計)	△人	▽人	□人	◆人	◎人						

(総括表) 平成25年8月1日以降 組合全体

45 社合計	499	349	850	373	130	309	200	118	14	23
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----

様式第1号[従業員・免状調べ]

区分	氏名	資格免状の種類													特殊電気 工事士	専門技術者	自家発電
		消防設備士							点検資格者			電気工事士					
		特 類	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	7 類	特 殊	1 種	2 種	1 種	2 種			
A社	a男			1		1	1	1			1	1		1			
A社	b男	1				1				1	1	1					1
A社	c女							1			1	1					

* 合計は表計算で、事務局でも集計しています。

様式第1号[従業員・免状調べ] 平成25年8月1日以降 組合全体

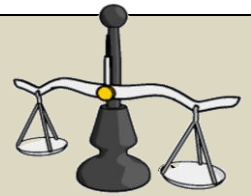
45 社合計	349人	8	100	48	58	272	81	230	53	3	181	189	34	96	14	23
--------	------	---	-----	----	----	-----	----	-----	----	---	-----	-----	----	----	----	----



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

◆◆◆ 組合顧問弁護士の法律メモ ◆◆◆



～セクハラ・パワハラ対応の注意点～

労働問題に関する法律相談の中で、最も数が多い相談は未払賃金の相談ですが、それに次いで多い相談がセクハラ・パワハラに関する相談です。

セクハラとは、異性の意に反して性的な言動におよぶことであり、パワハラとは、立場が上位の者が下位の者に対し、精神的・肉体的な苦痛を与えることです。

セクハラ・パワハラ問題は、加害行為を行った者が責任を問われるだけでなく、会社も労働契約法5条等に基づき、職場環境配慮義務を負っていますので、この義務に違反した場合、使用者としての責任を問われることがあります。

そこで、セクハラ・パワハラ問題が発生した場合に、会社がどのような対応を取るかは非常に重要となってきます。

このときに注意しなければならないのは、セクハラ・パワハラにおいて、被害を訴えている者（被害者）の主観が重要視されることです。従って、被害を訴えられた者（加害者）がセクハラやパワハラという認識で行動していなくても、被害者がセクハラやパワハラを受けたという認識を持っていた場合、セクハラ・パワハラと認められてしまう可能性があることです。

こういった事実を前提とすると、経営者は、従業員に対し、相手方がどのような認識を持っているか、どのように捉えているかを意識するよう心掛けることを訓辞し、従業員に対し、セクハラ・パワハラにおいては、被害者の捉え方が重要視されることを意識させておく必要があります。

また、会社は、セクハラ・パワハラ問題が持ち上がったときは、先入観を持つことなく、中立・公平な立場で、加害者と被害者双方の言い分を聴取するなど十分な調査を行い、早期に対処することが重要です。



◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆



官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。そのため、その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。

組合員は、こうしたことを十分に認識し、法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

実施時に

● 点検従事者はいつでも、資格者証、健康保険証、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。

- 健康保険証の提示は、平成22年度から、静岡県における消防設備点検業務委託において、業務再委託の未然防止を徹底するため、入札参加資格要件である「自社社員」の確認事項として定められています。
- 平成25年3月8日静岡県管財課長から「再委託については原則禁止とし、ただし書きによる“あらかじめ承諾を得た場合はこの限りでない。”は、自家発電機の点検など消防資格者以外の資格が必要とされる場合など、社会通念上妥当であると認められるものに限り適用するものであり、理由もなく業務の再委託を認めるものではない。」との文書回答をいただきました。

● ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。



◆◆◆ 市川社長黄綬褒章受章 ◆◆◆



平成25年11月2日付で発表された秋の褒章で、株式会社日本防火研究所の市川社長が長年の消防防災業務への貢献を認められ、黄綬褒章を受章されました。

市川社長、黄綬褒章受章おめでとうございます。

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿

(平成25年12月現在)

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	掛川営業所	水野 裕章	掛川市蘭ヶ谷	0537-22-0119
(株)アオイテレテック	宇式 三郎	静岡市駿河区	054-286-1256	湖西営業所	滝本 充弘	湖西市吉美	053-575-3119
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	(株)タナ力総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
エイ・エス・エス(株)	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-203-7161	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-689-2389	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	日興電気通信(株) 本社	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1125
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	054-398-9502	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理事長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイ・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)エス・イー・エフ施工サービス	寺田 岳人	磐田市白拍子	0538-35-8520	副理事長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	専務理事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
北島電設	北島 誠	浜松市東区	053-433-5303	理事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	事務局職員	鷲巣節子		